

事業奨励補助(公募型)について(案)

1. 事業奨励補助(公募型)の趣旨について

- ① 事業奨励補助(公募型)(以下「公募型補助金」)は、社会的課題や身近な問題を解決しようとする公益的な団体活動を支援するため、広く募集しようとするものです。
- ② これにより、公益的な事業を行う団体に広く公平な機会を提供することで、多様な事業が提案され、より活発な市民活動の展開が期待できます。
- ③ なお、これらの補助金に係る制度変更は、令和 4 年 6 月に策定した「川西市補助金等の見直しに関する方針」に示しています。
団体運営補助 → 事業奨励補助(既存団体対象) → 事業奨励補助(公募型)
(～R4 年度末) (～R7 年度末) (R8 年度～)
- ④ また、公募型補助金に移行しても、審査項目は従前と基本同じであるため、これまでから補助を受けていた既存団体の活動に影響を与えるものではありません。

2. 対象となる補助内容について

① 公募型補助金一覧

補助率はすべて事業費の 1/2 です。(例:事業費 20 万円×補助率 1/2＝補助上限額 10 万円)
なお、当該補助金を受ける場合、施設使用料の減免は受けられません。

No.	補助金名称	事業内容	補助上限額
1	芸術文化振興事業補助金	芸術文化の振興にかかる活動(コンサート、展示会の開催など)	10 万円 ※鑑賞機会提供事業の場合は 50 万円
2	スポーツ振興事業補助金	スポーツの振興に係る活動(広く市民を対象とした大会、体験会の開催など)	10 万円
3	生涯学習事業補助金	生涯学習の推進活動(学習、啓発イベント、講座の開催など)	10 万円
4	高齢者生きがいづくり活動事業補助金	健康増進活動、教養・文化活動、社会奉仕活動など	1 万円 ※全市的な取組みの場合は 12 万円
5	青少年育成活動事業補助金	青少年が主体となっていくまちづくりや青少年の自主性等を高める活動など	10 万円
6	地域・学校連携協働事業補助金	社会教育または地域教育の推進または振興に関すること(研修会、勉強会、講演会の開催など)	10 万円

↑ 市民協働事業補助金(上限 30 万・率 3/4)、ジェンダー社会実現助成金(上限 5 万・率 10/10)は掲載しません。

② 補助金の対象経費及び対象外経費について

【補助対象経費】

- ・ボランティア・講師等への報償・謝礼(提案団体構成員に対するものは除く)など
- ・消耗品費、材料費、印刷製本費、ボランティア保険料など

【補助対象外経費】

- ・食糧費、提案団体の事務所等の維持管理経費、支出内容が不明確な経費など
- ・国(独立行政法人を含む)や本市を含む地方自治体の補助金等の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費

③ 事業実施・補助期間

原則、1年とする。

ただし、従前の補助金を含む市補助金で、3 年以上の実績がある団体は 3 年分以内の補助申請を可とする。

3. 補助金申請の流れ

No.	項 目	概 要	期 間								
1	既存団体への説明	類似団体ごとへ説明会を実施	1 ヶ月間								
2	募集要項の公表・広報誌掲載	詳しい内容、申請様式は市 HP に掲載(窓口でも配布)	2 ヶ月間								
3	事前相談と申請の受付け	補助金担当課ごとに受付け									
4	審査委員会による書類審査	審査委員:当該事業の知識が豊富な外部委員 2 名、市副部長級 2 名	1 ヶ月間								
		<table><tr><th>審査項目</th><th>主な審査事項</th></tr><tr><td>① 団体適格性</td><td>◆ 構成 5 人以上、うち過半は市民 ◆ 規約・会則等あり ◆ 適切な会計処理</td></tr><tr><td>② 活動実績</td><td>◆ 団体の活動状況</td></tr><tr><td>③ 事業の公益性</td><td>◆ 市民に有益な事業か ◆ 市民が広く参加できるか</td></tr></table>	審査項目	主な審査事項	① 団体適格性	◆ 構成 5 人以上、うち過半は市民 ◆ 規約・会則等あり ◆ 適切な会計処理	② 活動実績	◆ 団体の活動状況	③ 事業の公益性	◆ 市民に有益な事業か ◆ 市民が広く参加できるか	
審査項目	主な審査事項										
① 団体適格性	◆ 構成 5 人以上、うち過半は市民 ◆ 規約・会則等あり ◆ 適切な会計処理										
② 活動実績	◆ 団体の活動状況										
③ 事業の公益性	◆ 市民に有益な事業か ◆ 市民が広く参加できるか										
5	審査結果の通知・交付申請	担当課からの結果通知と補助金交付申請	1 ヶ月間								
6	事業の実施、報告、精算	実施報告と補助金の精算	1 年間								